

司法院釈字第 365 号 (1994 年 9 月 23 日) *

争 点

民法における親権の行使に関する父権優先の規定は違憲か。
(民法就親権行使父権優先之規定違憲?)

キーワード

親権 (親権)、性差別、平等原則

解釈文：民法第一〇八九条は、両親の未成年の子に対する権利の行使に関する意思が不一致の時は、父により行使されると規定している部分は、憲法第七条にいう人民は男女が分別されることなく法律上は一律に平等である、および憲法増修条文第九条第五号の性差別の撤廃という趣旨に合致しておらず、修正を検討すべきであり、そのうえで本解釈公布の日から、遅くとも二年を満時とし、その効力を失うものとする。

解釈理由書：「中華民国の人民は、男女、宗教、種族、階級、

党派の分別なく法律上は一律に平等である」「国家は女性の人格尊厳を保護し、女性の人身の安全を保障し、性的差別を撤廃し、両性の地位の実質的平等を促進すべきである」と、憲法第七条および憲法増修条文第九条第五項の各自に明文の規定がある。一男一女により成立した婚姻関係、および婚姻により生まれた親子の共同生活の家庭においてもまた、上述した憲法の規定が適用される。性による差別の規定は特殊かつ例外の場合のみ、憲法において許されるものであり、そしてかのような特殊かつ例外の場合は、男女の生理上の差

*翻訳者：呉 煙宗・呉 厚子

異またはそうした差異により生じた社会生活の機能的役割上の違いに基づかなければならぬことから、始めて相当することとなる。

民法第一〇八九条：「未成年の子に対する権利義務は、法律の特別の定めがある場合を除き、両親により共同でこれを行使または負担する。両親の未成年の子に対する権利の行使に関する意思が不一致の時は、父によりこれを行使する。両親の一方が権利を行使できない時は、他方がこれを行使する。両親が共同で義務を負担できない時は、能力を有する者がこれを負担する」という規定は、憲法が公布される以前の中華民国十九（1930）年に制定されたもので、それは伝統的文化慣習および当時の社会環境を主因としているものである。しかし教育の普及により、両性が教育を受ける機会は既に均等となり、就業状況は変化し、女性が各種職業に従事する機会は男性と大差のない状況となつたことから、前述した民法上の両親の意思が不一致の時は、父により行使されるとする規定に関して

では、それを適用した結果として、もしも両親の双方が互いに忍耐と譲歩が可能であるならば、当然に両親の親権を平等に行使することにおいての支障はむろんなくなり、さもなければ、論争となつた時、母の立場を未だ考慮できずに、最終決定権を父に授与し、当然のごとく両性の平等の原則に相違することとなり、また今日の女性が家庭生活の中で実際に享有する地位はなにも均等ではなくなることになる。

以上を総合して述べると、民法第一〇八九条の両親の未成年の子に対する権利の行使に関する意思が不一致の時は、父により行使されるとの規定の部分は、憲法第七条にいう人民は男女が分別されることなく法律上は一律に平等である、および憲法増修条文第九条第五号の性差別の撤廃という趣旨に合致しておらず、修正を検討すべきであり、そのうえで本解釈公布の日から、遅くとも二年を満時とし、その効力を失うものとする。この問題に関しては、両性平等の原則および未成年の子の最高

利益を考慮することに基づき、その解決への道を規定すべきであり、たとえば両親による話し合いが成立しない時には、最終的決定権を最近の尊属、あるいは親族会、または家庭裁判所に委ねる、また緊迫した状況下にある時は、通常の状況とは異なる手配を考慮すべきである。なお、立法院が本年七月二十六日、本院（司法院）宛の（八三）台院議字第二一六二号函は、立法委員が将来的に違憲が疑わしい民法第一〇八九条の修正案を提出するか否かで、事前に本院の意見を求めるものであり、これは司法院大法官審理案件法第五条第一項第一号に定められた要件とは必ずしも合致せず、ただその解釈を申し立てる法律の条文は本件と同様であり、故に特別の処理の必要がないことを、ここに併せて説明する。